

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

改 正 後	改 正 前
<p>63 - 1 - 2 規則第 6 3 条第 1 項第 2 号のその他資本剰余金には、以下のものが含まれることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 . <u>資本金及び資本準備金減少差益</u></li><li>2 . 商法第 2 8 9 条第 2 項の規定により減少された資本準備金の額</li><li>3 . 自己株式処分差益</li></ol>	<p>63 - 1 - 2 規則第 6 3 条第 1 項第 2 号のその他資本剰余金には、以下のものが含まれることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 . <u>減資差益</u></li><li>2 . 商法第 2 8 9 条第 2 項の規定により減少された資本準備金の額</li><li>3 . 自己株式処分差益</li></ol>